

第一章 日本体育会体操練習所の設立とその意義

第一節 日本体育会の設立とその史的背景

第一項 明治二十年代の富国強兵策と体操教員養成の状況

明治二十四年八月、日本体育会は「体育会」という名称の下で誕生した。この体育会は翌二十五年六月に「日本」を冠して「日本体育会」と改称され、文字通り日本を代表する国民体育の推進団体として百年の歴史と伝統を刻むことになるのであるが、本会が明治二十六年三月に日本体育大学の前身である日本体育会体操練習所を設立、学校の体操教員養成に乗り出している点は注目に値しよう。そこで、ここでは当時の国による富国強兵策と体操教員不足の問題に着目し、本会の誕生と存続の史的背景を点描しておくことにしたい。

(一) 富国強兵策と学校教練（兵式体操）

明治十七年を境に、学校体育は普通体操と兵式体操とが併列されるようになり、二十年代の富国強兵主義体育の台頭にもなつて兵式体操が普通体操の優位に立つようになったといわれている。これは明治政府の富国強兵政策が学校現場に反映したことを物語る。この契機は、『近代日本学校体育史』（竹之下・岸野共著、昭和三十六年七月）の語るところによると、次のように整理されよう。すなわちその契機とは初代文相となる森有礼が「体育とは単なる体育（普通体操）ではなく、日本人を国民にまで教育する重要な手段」とみなし、「欧米で実見した兵式体操を最

もよい体育法と考えるようになった」ところにあった。森においては「兵式体操は、体育というよりも道德教育、さらにはつきりいえば学校教育の軍隊化」の手段と考えられたのである。したがって、軍事訓練の促進は軍部の圧力ではなく文部省の自主性に於て決定されたときなればならない。学校における兵式体操の導入は、各界各層の支持を得て決行されたのである。前掲の『近代日本学校体育史』（竹之下・岸野前掲書）は学校に兵式体操が導入されていく背景を次の如く分析している。多少長くなるけれども、教練が学校現場に浸透していく経緯を明らかにしている。引用しておくことにしたい。

森は一大決意のもとに、生徒を取締まるための寄宿舎改革を企て、軍隊式の秘密忠告法をはじめ、生徒の坐作進退、衣食起臥にいたるまで「軍人流儀の訓練法」を定めた。彼は、また、それを実現する政治力をも持っていた。東京高等師範学校での実験を終えるや、彼はその新方式を全国の師範学校にひろげた。今や大臣として活躍する彼は、「生徒編隊法」を訓令し、兵営組織と軍隊編成に準じて、兵式体操を徹底する地盤を築いた。即ち上下級生からなる五、六人の学友を分隊として伍長をおき、分隊二つをもって什長の指揮に入れ、二名の什長のもとにある四つの分隊を組長が統率し、各組長は舎監、副舎監の指揮に従うシステムである。かくて、彼は教育の場の設定に注意し、或意味で昭和一六年末の学校報国団組織よりも徹底したかたちの教育を行う。兵舎式部隊編成のもとに、ラッパで起床就寝し、制服や制帽を整え、校旗を制定し、上下級生の敬礼を徹底した。師範学校をはじめ上級学校に試みられたこの教育改革によって、兵式体操実施の背景が作られる。かくて、二〇年代にかけての学校体育は、大臣、知事、師団長、視学、校長などの注視を浴びながら、巡視、閲兵分列、行軍発火演習、連合体操、非常呼集などの一連の行事が、時代的特色を発揮していく。伝習所は兵式体操を小学生に課すことは無理であると答申したが、軽い木銃使用の行軍、軍歌演習などは小学校でも注目の的となっ

た。

このように国民皆兵を旨とする徴兵令は学校現場から強化されていった。しかも、学校への兵式体操の導入は運動施設の整備を促すことに連なり、教練実施のための運動場の確保となって具体化していった。運動場の真ん中に「障害物」を設けるような運動場は姿を消し、中等学校では平坦な二〇〇〇―三〇〇〇坪の地積を有する運動場が續々と設置されるようになっていく。また、小学校でも明治十九年の学校令以来、隊列運動（後に、中学校同様兵式体操と呼ばれる）が教材に組み入れられたこともあって、四〇名からなる横隊行進を実施し得る形状と地積（一〇〇〇坪）が確保されるようになっていった。運動場のスペースが広がったことによって、学校における体操の授業は効率的になったし、課外でのスポーツの場は勞せずして得られることともなったのである。しかし、この時期においては学校体操の指導者が十分に供給されているとはいえなかった。

（二）体操教員不足とその養成の状況

明治二十年代に入っても学校現場へ体操教員を十分に供給する状況にいたってはいなかった。そこで、まず明治二十年代に至るまでの体操教員養成の状況を、次いで二十年代の状況を点描しておくことにしたい。

明治五年の『学制』の発布に伴い、「体術」教科をもって近代学校体育が始まった。しかし、このことは所謂「近代的」な体操教員によって本教科が担当されたことを意味してはいなかった。西洋式教育制度が布かれた当初において西洋の教育に関する知識を身に付けた教員はごくわずしかおらず、体操の実際に関して造詣の深い教員ともなれば皆無に等しかったからである。第一、この時期においては「江戸時代以来の旧教育機関、即ち藩学や郷学校、

私塾、寺子屋の教師たちをそのまま新小学校の教員に採用せざるを得なかったし、「幕藩体制的な枠組みを抜けきれない」ような「洋学を修得した」教師も少なくなかったのである（海原 徹著『明治教員史の研究』昭和四十八年十二月）。ために、学校における体操の授業は『射中体操法図』や『東京師範学校版体操図』などの「実施図」をもとにして展開しなければならなかった。しかしこれとても実施しないケースが多かったといわれている。このような状況を打開したのは体操教員養成機関の設立であった。もちろん、明治六年以来、東京師範学校では教員養成課程において体操を実施していたけれども、このことが「近代的」体操教員養成の決定打とはなりえなかったためである。

明治十一年十月、文部省所轄の「体操伝習所」が設立され、ここに本邦初の体操教員養成機関が誕生した。この機関で養成された教員は各地の尋常師範学校に赴任して、教え子たちを体操教員として小・中学校の学校現場に送り出す役割を担ったのである。しかし、体操伝習所は、その後、明治十九年まで存続し、以後は高等師範学校体操専修科へと引き継がれていくが、その体操専修科もわずかに二年間その機能を発揮したにとどまり、明治三十二年まで生徒募集を停止するにいたるのである。この国による体操教員養成の中断の穴埋めを行ったのが私立機関としての日本体育会体操練習所であった。この体操練習所は後述するように単なる練習施設であって、各種学校の仲間入りを果たしてはいなかったけれども、体操伝習所や高等師範学校体操専修科における体操教員養成の目的・方法を概ね引き継いでいくことになったという。では、日本体育会体操練習所のモデルとなった体操伝習所とはどのような事業を行っていた機関であり、どのような役割を担おうとしたのであろうか。

体操伝習所の事業は(1)体育方法（運動教材）の選定、(2)体育学（体操）教員養成、(3)文部省所轄学校の体操指導

の三領域からなり、体操教員史上における体操伝習所の役割については「伝習所の体操教員養成は、体操専科教員の養成を中心に、師範学校の体操指導、および、現職教員に対する体操指導によって構成され、とくに、体操専科教員の養成は、文部当局の意図した通り、全国府県の師範学校、さらに中学校等へ、体操教員を配置する計画を達成したのであって、普通教育へ体操を実際に普及させる条件を整備したもの」（木下秀明「明治十年代における体操教員の養成について」『研究紀要』（日本大学人文科学研究所）第二号）といわれている。

このように、全国の府県師範学校や中学校へ体操教員を配置する計画は、体操伝習所が明治十八年十二月二十八日付をもって東京師範学校に付属せしめられた時点をもって完了したとみることができる。しかし、兵式体操のための教員養成の問題は、にわかには兵式体操を学校に導入する必要性が生じてきたこともあって、体操伝習所が当該師範学校に組み入れられる直前の十一月に、計画され、実施に移されることになった。したがって、兵式体操のための教員養成は東京師範学校体操専修科に委ねられることになるが、この事業は明治二十年七月まで行われ、修業員および専修生の総計四十八名の養成をもって終了することとなった。

その後、体操教員は文部省の検定試験にパスした者のみが採用されるようになった。ために、兵式体操の学校への導入と相まって、「陸軍退役者が体操教員を独占する状態であった」（『学校法人日本体育会 日本体育大学八十年史』）という。この状態を打開していったのは私立の体操教員養成機関であった。それは明治二十四年八月に設立された日本体育会が経営する「日本体育会体操練習所」のことである。この日本体育会体操練習所は明治二十六年三月三日に設立されたが、設立の当初は本練習所の卒業生であつても文部省が実施する検定試験に合格することなくして教員として採用されることはなかった。しかし、明治二十八年には二府十三県から卒業生に対して小学校体操

専科教員資格を無試験で付与することの認可をみるに至っている。こうした無試験検定は、もちろん、中等学校（師範学校、中学校、高等女学校）の体操教員にまで及んでいたわけではない。検定試験の免除は、日本体育会体操練習所が各種学校に昇格して日本体育会体操学校へと改称された明治三十三年五月以降のことであった。

このようにみると、明治二十年代における国の体操教員養成は殆ど行われることがなく、したがって、私立の機関でもこの体操教員養成の事業に乗り出し得る余地があったといえよう。明治二十六年の日本体育会体操練習所の設置は時宜をえた事業の遂行であったわけである。それでは当該練習所を設置した日本体育会とはどのような目的のもとに創設されたのであろうか。

第二項 日本体育会の設立とその趣旨

明治二十四年八月十一日、陸軍を退役した日高藤吉郎元軍曹は東京府牛込区柳町に事務所を構え「体育会」を創設するとともに、同日、神田錦町三丁目一八番地に第一体育場を開設した。本会の設立の趣旨は明治二十四年十二月に発行の『有文会誌』第一四号に掲載されているが、その全文は本書第一部の「学校法人日本体育会の沿革」に掲載されているので、ここではその一部を取り上げることにしておきたい。

当該の設立の趣旨は「体育会設立ノ要旨」との標題の下で語られ、「夫レ身体健康ナラザレハ、心志剛強ナル能ハズ。心志剛強ナラザレハ、事に堪へ業ヲ遂クルコト能ハズ。而シテ身体ノ健康を欲セハ、身体ヲ運動スルヨリ善キハ莫シ。」と説き起こされているが、本会設立の目的は次の引用によって知ることができる。

体育ノ重キハ既ニ此クノ如シ。則チ余カ輩以為ヒラク、体育ヲ盛ニシテ国民ノ強壯ヲ謀ルハ、蓋シ国家富强ヲ
図リ大本ナリト。故ニ今ヤ体育訓導所ヲ市中ニ設ケ、以テ人々容易ニ運動養成ノ需ニ応ゼムトス。而シテ余レ
ハ以為ヒラク国民ノ体育ハ、当時ノ兵事教育ニ益アル者ヲ以テ最モ可ナリト為スト。故ニ運動ノ具多シト雖モ
器械体操ヨリ善キ者ナシ。因リテ本会ハ専ラ器械体操、並ニ兵式体操、劍術ノ二科トス。冀クハ同感諸君、之
レヲ贊襄シ来リテ、之レヲ鍛練セラレ、一ハ以テ自己ノ将来ヲ謀リ、一ハ以テ国家富强ノ本ヲ建成セラレムコ
トヲ。

この本会設立の目的は、人は身体が健康でなければ何事もなすことができないので人たるものは身体を運動して
健康の維持・増進に努力しなければならぬにもかかわらず、望むならば何時、何処でも運動ができるという機会
は提供されていない。という観点から、本会は「体育訓導所」を設置して人々の運動欲求のニーズに應えるのだと
いう決意を表明したものと見えよう。その体育訓導所設置の最初の試みは神田錦町における第一体育場の開設でも
って達成されている。このように本会設立の目的は国民体育の推進におかれていたわけであるが、「国民ノ体育ハ、
当時ノ兵事教育ニ益アル者ヲ以テ最モ可ナリト為ス」とあることから知ることができるように、強靱なる肉体と強
韌なる精神とを兼ね備えた軍人の育成の基礎を固めるところに置かれていたのである。

ともあれ、本会は運動の機会を提供する場の設置をもって第一の事業とするわけであるが、国民一般に運動の必
要性を説くこと、運動の実施法を教授することなど、運動をするための場所の提供以外の事業も推進されていく。
明治二十六年初頭に刊行された『日本体育会賛助会員ノ規約沿革又ハ推戴名誉賛成員並ニ各賛助会員名簿』に掲載
されている「体育会設立之要旨」に次の六点にわたる事業が具体的に提示されているのである。

- 一 大小ノ都邑ニ若干ノ体操所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事
- 一 諸学校体操科教師等ニ於テ練習スルノ便ヲ得セシムル事
- 一 各学校等ヨリ体操科教授ノ依頼アリタル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ応ズル事
- 一 技術ハ専ラ兵式体操（器械体操柔軟体操）並ニ銃槍仕合又ハ兵式教練等トス（概ネ以上ノ技術ヲ定ムト雖トモ軍事教育ノ補助トナルヘキ假令バ馬術或ハ漕艇術遊泳等ノ如キモノハ漸次評議員ノ決議ヲ經テ増加スル事アルヘシ）
- 一 体操ノ奨励ニ裨益アリト認ムル事アル時ハ評議員會議シテ其方法ヲ設クル事
- 一 夫レ専ラ右ノ技術ヲ設クル所以ノ者ハ左ノ數種ナル精神ト素質ヲ養成セントスルヲ以テナリ曰ク嚴正ナル規律ト秩序ヲ守ルノ習慣ナリ不撓不屈ノ胆力ナリ艱苦欠乏ニ耐ルノ性質ナリ忠烈節義ノ精神ナリ剛健快活ノ挙動ナリ凡ソ此種ノ養成ハ該技術ヲ以テ尤モ適切ナリトナセバナリ

右の諸事業によつて本会の設立の意図がより明瞭に現れてゐるといへそうである。都会の住民にも、また田舎の住民にも等しく体操実施の機会を提供するという計画はそのまま軍事教育の補助としての兵式体操や兵式教練の教授という事業に繋がつてゐる。またこの時期の体操教員の不足を反映してか、学校の体操科の教員にその練習の場を提供することや、学校の求めに應じて体操教員を派遣することなどが事業となつてもゐる。しかし、体操教員を養成しようとする事業にまではこの時点では及んでいないといわねばならない。本会は創立の当初において体操教員の養成を事業の内に取り込んでいなかったのである。次に取り上げるように、それが事業となるには二年の期間

を要したのである。

第二節 日本体育会体操練習所の設立

第一項 設立の経緯

明治二十五年九月二十一日、日本体育会評議員会は本会に体操教師養成所を設置することを決議した。このことは設立当初において体操教師の養成の事業が具体化されていなかったことを意味するものである。国民の体位・体力の向上を図るために国民体育の振興を旨指すとした本会であったが、会員制の体育クラブを全国に結び、この機関を通して国民に運動する機会を提供することはこの時代にはほとんど不可能であったといわねばならない。体育とは何か、何故体育が必要なのかを講演会や幻燈会を開催して説いて回らねばならない程、国民には体育の何んたるかが理解されていなかったからである。したがって、国民体育の振興は民間体育（社会体育）の振興によるだけでなく、学校という窓口を通して行わねばならなかったといえよう。学校体育を盛んにし、これが結果として国民の体位・体力の向上を達成できればよいわけである。学校の体操教員が不足していたこの時期に、本会が体操教員の養成に乗り出すという方針を打ち出したことは大変に時宜を得た計画であったといわねばなるまい。日本体育会が体操教員養成を事業に掲げるとした決議は『有文叢誌』（二四号、明治二十五年十月）の中で次のように報じられている。

去月廿一日日本教育會談話室ニ於テ評議員隱岐重節大久保直道西村貞小杉恒太郎長谷川春郎坪井玄道ノ諸氏及創立者日高藤吉郎等相會シ左ノ件ヲ議セリ

一 本會設立要旨ノ大綱ニ基キ廿六年二月ヲ期シ体操教師養成所ヲ設置スル事

二 本年秋季運動會開會期日並ニ場所ヲ定メ及會長選定之件

右内議中第一項ハ評議員一致設立ノ必要ヲ認メ尚之ニ關スル諸則ハ追テ決定スル事トシ第二項ハ神田三崎ヶ原ニ於テ來十一月十三日即第二日曜日ヲ以テ開會若シ雨天ノ時ハ日曜順延トシ會長ハ本會名譽贊成會員ナル丸山作樂氏ヲ推撰シ其承諾ヲ得タリト云フ

右の引用文中に予告されているように、「体操教師養成所」に関する諸則は明治二十六年二月九日の評議員会において定められている。同年二月十五日発行の『有文叢誌』二八号は「同日（明治二十六年二月九日）神田錦町榎本館ニ於テ評議員會ヲ開キ体操教師練習所規則ヲ定メ來ル三月ヲ期シ神田三崎町附近ニ設立ノ事ニ議決セリ当日來會セシ評議員ハ陸軍部内ニテハ立見尚文、隱岐重節、津田教修、大谷清、文官部内ニテハ小杉恒太郎、寺田勇吉、坪井玄道ノ諸氏及創立者日高藤吉郎氏等ナリシト云フ」と報じているからである。この時点では「体操教師練習所」の設置場所は「神田三崎町付近」として示されているように、最終決定されていない。しかし、それからおよそ一か月後の三月三日に、その三崎町と川を一つ隔てた場所、すなわち麴町区飯田町四丁目三〇番地において、開所をみるにいたっている。一か月という短期間に場所を選定し施設を用意できた背景には陸軍・文部関係者が本会の設置する体操教師のための練習所の開設にことの外、熱意を示したからであるという（『学校法人日本体育會・日本体育大学八十年史』）。このようにして、本邦の学校体育史上、否近代日本体育史上において深く刻まれることになる。

「日本体育会体操練習所」が誕生することとなった。それでは当該の私立体操教員養成機関の「校則(学則)」とはどのようなものであったのであろうか。

第二項 「校則」(学則)としての日本体育会体操練習所規則

左に掲げる当該規則は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』が「正規の学則は現存しない」と語っているように、これまで目にする事ができなかったものである。それは今に伝えられることがなく、明治三十一年十一月に発行の『風俗画報』(一七七号)にその一部が僅かに掲載されているに過ぎないといわれてきた。ところが、その全容を伝える「日本体育会体操練習所規則」が『静岡縣教育協會雑誌』第一一六号(明治三十二年一月二十五日発行)に掲載されていたのである。そこには「日本体育会体操練習所規則を得たれば之を左に掲ぐ但し本会に関する一切の事は本県庁内務部第三課勤務の林文平氏が該会委員にして事務取扱居らるゝに付志願者は全氏に照会せらるへし」として、次の四十二条にわたる当該規則の全文が掲げられている。

日本体育会体操練習所規則

総則

第一条 当練習所ハ諸学校教員及将来教員タラント欲スル者等ヲ教授スル所トス

第二条 教科ヲ分ツテ本科撰科ノ二種トス

第三条 本科ハ体操教師タルニ須要ナル学科術科ヲ教授シ撰科ハ本科中希望ノ一科若クハ数科ヲ専修セシムルモノトス

第四条 本科ノ修業年限ハ一ケ年トシ撰科ハ其成熟ニ至ルヲ俟チテ卒業試験ヲ行フト雖トモ凡ソ六ケ月以上トス

但本科並ニ撰科生ニシテ殊ニ學術優等ノ者ハ年限内ト雖モ卒業セシムルコトアルヘシ

第五条 本科及撰科ノ生徒タル者ハ年齢十五歳以上ニシテ品行端正規則ヲ遵守シ入学試験ニ及第シタル者トス
第六条 入学試験ハ入学ノ際左ノ科ヲ試験ス

但教員ノ資格在ル者及員外生ハ此ノ限ニアラス

一 読書

傍訓及句読訓点(中学漢文之類)

一 作文

書牘文或ハ記事説

一 数学

比例全体マテ

第七条 生徒ノ卒業ヲ判定スルハ別ニ定ル所ノ試験規則ニ拠ル

第八条 本科及ヒ撰科ヲ卒業セシ者ハ会友トシ且ツ体操教員タラントスルモノハ本人ノ希望ニ依リ本会之レカ

推薦ノ勞ヲ取ルヘシ

教則及授業時間

第九条 本科ノ学術科目及テ其程度左ノ如シ

術科

一 兵式教練

各個教練ヨリ執銃中隊教練マテ

一 兵式及普通体操

各教科書ニ定ムル全部

一 銃槍及ヒ劍術

形及ヒ試合

一 游泳並漕艇術

一 唱歌及ヒ軍歌

学 科

一 生理及ヒ衛生学 大

一 修身学及ヒ教育学大 要

一 其他体操教員ニ必要ナル学科ノ大要

第十条 毎週授業時間ハ二十四時乃至三十時間トス

但撰科ハ此限ニアラス

第十一条 休業ハ日曜大祭祝日及ヒ冬季十二月二十八日ヨリ一月七日マデトス

入 学 退 学

第十二条 定期入学ハ毎年三、七、十一月ノ三期ニ於テ之ヲ許ス尚本人ノ希望ニ依リ試験ノ上相当ノ班ニ編入
スルコトアルヘシ

但時機ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアリ

第十三条 本所ニ入学セント欲スル者ハ左式ノ入学願書ニ履歷書ヲ添ヘテ差出スヘシ

入 学 願 書

私儀貴所本科或ハ何々科修業致度仍テ履歷書ヲ添ヘ此段相願候也

本貫住所族籍

現住所

本人 何之 誰 印

生年月日

年月日

日本体育会

体操練習所長何之誰殿

履 歴 書

一 年月日公私立何学校ニ入り何々修業云々

一 賞罰

一 本人当時ノ職業

右之通りニ候也

年月日

本人 何之誰 印

第十四条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ府下居住ノ身元確實ナル保証人一名ヲ定メ左ノ証書ヲ差出スヘシ

入 学 証 書

私儀今般入学御許可候ニ付テハ御規則堅ク相守リ他念ナク修業可仕
此段相誓候也

本貫住所族籍

府下現住所

何之誰 印

生年月日

前書何之誰在所中一切ノ事件ハ私負担可仕候也

府下現住所

保証人 何之誰 印

日本体育会

体操練習所長何之誰殿

退学願書

私儀何々ノ事由ニ依リ退学致度此段保証人連署ヲ以テ相願候也

年月日

本科或ハ撰科生

何之誰 印

保証人 何之誰 印

日本体育会

体操練習所長何之誰殿

第十五条

課業欠席ノ者ハ必ス本所ニ届出ツヘシ其二週日以上ヲ涉ルモノハ保証人ノ連署ヲ要ス

第十六条

無届欠席十五日ヲ過クル者ハ別ニ通知ヲナサスシテ生徒籍ヲ除スルコトアル可シ

試験

第十七条

試験ヲ分チテ入学試験臨時試験及ヒ卒業試験ノ三種トス

第十八条 凡ソ試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ判別ス其方法ハ各學術毎ニ一百分ヲ定点トス

第十九条 臨時試験ハ修業期限内中二回以上之ヲ施行ス

第二十条 得業試験ニ於テハ品行ヲ参酌シ其評点ヲ定メ一科ノ得点トス

第二十一条 臨時試験ニ欠席シタルモノハ其欠席科目ノ評点ヲ零トス

但試験前保証人連署ニテ其欠席ノ理由ヲ届出ルモノニシテ事情止ムヲ得サルヲ認ムルトキハ前回ノ臨時試験ニ於ケル該科ノ評点ヨリ十人以上二十点以下ヲ減シ其欠席科目ノ評点ト見做シ之ヲ与フ若シ初回ノ臨時試験ニ於テ欠席スルトキハ次回ノ試験評点ニ於テ之ヲ処置ス

第廿二条 卒業試験ハ修業ノ終ニ於テ之ヲ施行ス

第廿三条 卒業試験ニ於テハ其修業中ノ臨時試験評点ヲ各科目毎臨時試験ノ回数ニテ除シ更ニ之ニ卒業試験各科目ノ評点ヲ加ヘニ除シ得タル者ヲ卒業試験各科目ノ得点トス其各科目ノ評点合計ニ品行点ヲ加ヘ総科目数ニテ除シタルモノヲ卒業試験ノ得点トス

第廿四条 及第ハ合計平均点五十点以上トス

但一科四十点以下ノ点アルトキハ合計平均五十点ニ滿ソルト雖モ落第トス

第廿五条 卒業試験ニ際シ欠席シタル者ハ該科目ヲ零トス

但卒業試験前保証人連署ニテ欠席ノ旨届出テ事情止ムヲ得サルコトヲ認メ許可シタルモノハ臨時補欠試験ヲ行フコトアルベシ

第廿六条 凡ソ及落第者ノ席順ハ其得点ノ多寡ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第廿七条 卒業試験及第者ニハ左ノ証書ヲ付与ス

第何号

卒業証書

会
印

何府県族籍

何之誰

何年何ヶ月

右本会練習所規定ノ何科卒業ヲ証ス

日本体育会

年月日

体操練習所長

何之誰印

検定員

何之誰印

右授与ノ件ヲ承認ス

日本体育会々々長

何之誰印

第廿八条 本科若クハ撰科ノ卒業生ニシテ所長ヨリ左ノ証明書ヲ付与シタル者ハ本会ニ於テ特許ヲ得タル諸府
県ニ限り甲種検定規則ニ依リ取扱ヲ受クルヲ得ルモノトス

証 明 書

右今般本会体操練習所何科卒業候処体操科教員適任者ト相認候間此段証明候也

賞 罰

第廿九条 修業間學術拔群品行嚴正ナル者ハ褒賞ヲ与フ

第三十条 左ニ掲クル者ハ退学セシム

- 一 怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者
- 二 犯前数回猶改悛ノ徴ナキ者
- 三 風儀ヲ猥リ放逸或ハ粗暴ノ所為アル者

第卅一条 前条に明文ナキモ本所ニ於テ卒業ノ目途ナキ者ト認ムルトキハ退学セシムルコトアルベシ
学 費

第卅二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ束脩トシテ本科ハ金壹円撰科ハ七拾銭入学証書ト共ニ納ムベシ
第卅三条 月謝ハ本科七拾銭撰科五拾銭教場費拾銭トス

但撰科生ニシテ三科以上兼修スルモノハ本科ノ授業料ヲ徴収ス

第卅四条 本会賛助会員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタル者ハ半額トス

第卅五条 月謝ハ毎月十五日マテニ納付スヘシ

第卅六条 入退学ノ節月謝ハ其月十五日前後ヲ以テ区分ス

第卅七条 疾病其他ノ事故ニ依リ欠席スルノ月謝ハ規程ノ通り納付スヘキモノトス

第卅八条 月謝納付遅滞スルトキハ郵便先払ヲ以テ保証人へ催促シ納メサル者ハ生徒籍ヲ除シ其金額ヲ保証人
ニ弁償セシム

生徒心得

第卅九条 凡ソ体操場及教場ニ在リテハ総テ教員ノ指示ニ従ヒテ進退シ苟モ喧躁ノ挙動及危険不潔等ノ所為アル
ルヘカラス

第四十条 教科用器械ノ使用ハ丁寧ニ注意シ使用終ルノ後ハ必ス故所ニ復スヘシ

第四十一条 課業時間ノ外ハ職員ノ許可アルニ非サレハ濫ニ器具ヲ使用スヘカラス

第四十二条 不注意ニヨリ建家及器械其他ノ教具ヲ毀損スルトキハ相当ノ弁償ヲナサシム若シ本人不分明ナル
時ハ関係ヲ有スル一般ニ負担セシムルコトアリ

但シ故意ニ出ツルモノハ特ニ処スル所アルヘシ

体操練習所長 東 條 英 教

東京麴町区飯田町四丁目三十番地

日本体育会体操練習所

日本体育会による体操教師練習所規則は、すでに指摘したように、明治二十六年二月九日に開催の評議員会において採択・制定されているが、右の「日本体育会体操練習所規則」は明治三十二年一月発行の『静岡縣教育協會雜誌』に掲載されたものである。したがって、本規則は二十六年三月当時の規則と同一であると断言することはできない。しかし、右に引用の規則の最後に体操練習所長として東條英教の名が掲げられていることから少なくとも本規則は明治三十年四月以前にまで遡ることができる。というのは、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に「初代所長は陸軍中佐隱岐重節である。づづいて、交代の時期は不明だが、明治二十七年日清戦争勃発後に二代目所長に陸軍中佐東條英教（のち中将）が就任し、明治三十年四月、陸軍大佐武田秀山（のち少将）が三代目となる。」とあることから推すことができるように、この規則は東條所長の在任期間中（明治二十七年から三十年四月）のものであるからである。

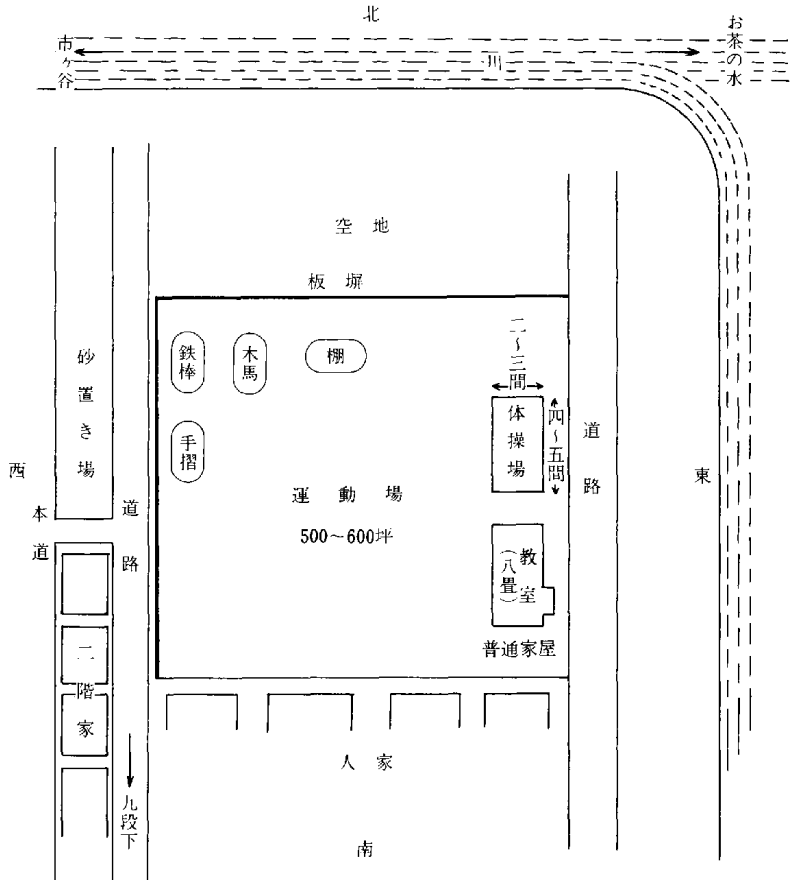
ところで当該の練習所に関する規則はわれわれに次の二つの事柄を教えている。その一つはこれまで「体操練習所」という名称でもって本会初の体操教師養成機関を呼んできたが、この名称は正式名称ではなかったという点である。日本体育会のなかにあつては「体操練習所」「体操教員練習所」と呼んできたが、正式には「日本体育会体操練習所」であつた。他の一つは制度の上で日本体育会体操練習所は「体操教師のための単なる練習施設」であつて、学校ではなかつたにもかかわらず、当該練習所規則は「学則」としての機能を備えている点である。諸学校の体操教員養成所であること、教科二科に分け（本科・撰科）、本科の修業年限を一か年としていること、十五歳以上の者

に對して読書・作文・数学の入学試験を行うとしてゐること、などがその理由に数えられるが、「教則及授業時間」について定めた第九条・十条・十一条は学校としての機能を備えていたことを示すものといえよう。しかし、その實質はどうであれ、制度上では運動修練施設の域を出ていなかったといわねばならない。

第三項 キャンパスと授業風景

日本体育会体操練習所の施設の全容を明らかにしてくれる史料は今に伝えられていない。しかし、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』はその史料不足を当該練習所で学んだ卒業生に對するインタビューによつて補つてゐる。したがつて、このインタビュ―資料は、とりわけ可児徳の談話を中心に収録されたものであるが、次に掲げるように、当時の体操練習所の施設・設備の概要を今に報知してくれよう。

まず、東面の道路に沿つて北側に床が板張りの屋内体操場（四〇五間×二〇三間）、南側に八畳（教室）と四畳半ないし三畳（番人部屋）の平屋が並び、これら建物の後方（西側）がほとんど正方形の運動場で、五〇六〇坪程度の広さがあった。運動場の形が適当で、移転後の牛が淵よりも使い易く、広く感ぜられた。北西の隅の板塀沿いに柵・木馬・鉄棒・手摺が配置され、八畳の教室の隅にオルガンがあった。屋内体操場の通風採光は、両側の引き違いの一〇二尺の高窓に頼つてゐた。番人部屋には、高橋某とその息子の二人が住み込みで管理してゐた。四囲は、北側が板塀を境に空地に接し、東側は門もなく、直接前述の建物が道路に面してゐた。南側は柵もなく人家に接し、西側は板塀で道路に面し、道路をへだてて九段下よりが人家、飯田橋よりが砂置き場であつた。



体操練習所施設配置図

右の情報をもとに描かれた、日本体育会体操練習所における施設・設備を眺め返してみると、それは必ずしも恵まれていたとはいえないが、この施設で入学生たちが体操教員に須要なる術科と学科の学習に取り組んだのである。ともあれ、明治二十六年四月一日、日本体育会体操練習所は初代所長を第一体育場の隠岐重節場長が兼務して開所・開校された。本体操練習所では「兵式ニ係ル諸科ハ凡テ陸軍戸山学校普通体操科ノ如キハ高等師範学校ノ教授法ニ基キ勉メテ該科ノ完全ヲ期シ其目的ヲ貫徹普及セン事ヲ図ル」(『有文叢誌』二九号、明治二十六年三月)ために、授業が開始されたという。この授業の実際に関しても『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』はインタビューをもとにして次の如く描写している。それは石橋蔵五郎、可児徳、大沢明らが回想した日本体育会体操練習所の授業風景である。

授業時間について石橋は、毎日午前九時より午後一時頃まで、体操三時間のほか生理などの授業があったという。これに対し、可児は毎日午後三〜四時から三時間位で、術科二時間、学科一時間ほど、冬は暗くなつてから帰つたとくい違つている。しかし、ともに日課が組まれていたと指摘している。おそらく、入学者のいろいろの条件をみたすため、二部制のようになっていたのであろう。

授業内容は、ともに選科生であったため、可児は兵式体操をやらなかつたという。

在学年数は、開設当初は半年程度だったようで、石橋の場合は、最後に検定をうけ、「得業」の証書を受領している。しかし、在学途中でやめる者も多く、可児の場合は、終了しないうちに文部省中等教員検定試験を受験し、合格している。六か月の者もいれば三年の者もいるように、学年・年次の不明瞭な講習会ないし検定受

験のための予備校、まさに練習所だったのである。

服装は、通常和服が多く、実技の際、白ズボン・シャツに着換え、足袋はだしとなったようである。帽子を着用したかどうかは記憶にない。もし着用していたとすると、底なしの椀型白帽で、教員と生徒を区別するため、赤ないし黒の筋が入れてあったことになる。

教員についてみると、前出『風俗画報』によれば(一一七号、明治三十一年十一月刊、引用者注)、「教育員十五名」とあるが、これは体育場の教員も含めた数で、実際にはもっと少なく、依田直伊が術科の主任格で、軍人が多かったという。

生徒は二十歳前後が多く、なかには三十歳位のものもみられ、小学校教師で放課後来る者や、車夫などをする苦学生が主体で、中学校卒のものは珍しく、軍人出身者はいなかったようである。石橋の場合も、昼は練習生で夜は教員であった。生徒数は極めて少なく、石橋ら第一回卒業生はわずか三名、在籍者数は大体一〇名前後だったようで、明治二十七年十月現在では丁度一〇名となっている(『文武叢誌』一三三号)。随意入学を許可したのは、生徒数が少なかったためであろう。

なお、授業料などの金額は、当時の下宿代二〜三円からみても、決して安いものではなかった。

右の卒業生の記憶するところを若干補っておこう。まず、日常の授業時間は日本体育会体操練習所規則によると、「毎週授業時間ハ二十四時乃至三十時間トス 但撰科ハ此限リニアラス」(第十条)とみえているので、週六日二十四時間とすれば一日平均四時間の授業が行われていたことになる。次に修業年限であるが、本科一か年、選科が六か月以上と当該規則に定められているので(第四条)、選科生の可児や石橋らの記憶は半年の修業年限となったのであろう。また入学生についてであるが、これも規定によると、「定期入学ハ毎年三、七、十一月ノ三期ニ於テ之ヲ

許す」(第十二条)とあることから、入学希望があり次第、試験を実施して入学を許可したと見做すことはできないようである。

第四項 建学の精神

「体育富強之基」は建学の精神であるとされてきた。昭和初年代の日本体育会体操学校卒業記念アルバムの巻頭を飾ったのがその「体育富強之基」であったことから推すことができるように、この文言が、永い間、建学の精神と見做されてきたのである。しかし、「体育富強之基」という言葉は明治三十一年一月に日本体育会総裁に推戴された閑院宮載仁親王が本会に下賜したところに発するのだから、「建学」の時点すなわち明治二十六年三月に日本体育会体操練習所の開設の認可が下された時点と一致していないのである。建学の精神が建学に係わることのなかった人物によって、しかも建学の後に語られることは稀であるといわねばならない。勿論、建学の精神の権威づけのために閑院宮親王殿下に当該の言葉を御震筆賜ったと考えることもできるが、この「体育富強之基」は日本体育会の「使命」に関係しており、本会の事業の一つでしかない体操教員養成のための機関にのみ適用されるものでもなかったのである。しかも、「体育富強之基」は「建学の精神」を広く世間に訴えるための標語(スローガン)となりえても、その精神を伝える言葉にはなりえないといえよう。では、建学の精神として継承されてきた「体育富強之基」とは、どのように理解したらよいのであろうか。

日本体育会はその機関誌『体育』第一四五号(明治三十八年十二月)の中で「富国強兵の基」と題する論説を掲げ、「体育富強之基」の真の意味を開陳しているので、次に引いて置くことにしたい。

富国強兵の基

總裁 閑院宮殿下、曩きに本会に、体育富強之基と題し玉へる、御震筆を下賜せられました。が、実に何れの国の歴史を見ても、国を富まし兵を強ふするの基は、国民の元気を盛にする体育に発源すること、明白なる事実にして、体育の振はざる国は衰弱となり、体育の盛なる国は隆々たる勢となるのである、……

さて今後世界の趨勢は、益々軍備の拡張を余儀なくせらるゝのであるが、元來此養兵事業は、幾多の壯年者を民間より引上げて、三年間軍の事のみ教へるのであるから、此位不生産的なる仕事はない、故に現役年限は、出来得る限り短くするのは、本人の爲にも国家の爲にも利益である、然るに此現役年限を、長くするにも短くするにも、其は民間体育の素養次第に依ることである、即ち民間体育の素養が足らなければ、現役年限を長くして久しく練習せしめなければならぬが、之れに反して民間体育の素養が発達して居れば、従つて現役年限をも短くすることが出来る、さて此現役年限を短くすれば、如何なる利益あるかと云ふに、一方には各人の負担する血税を軽くして、一方には予備後備に於て多大なる兵数を増加するの利益がある、今我國の現役兵数を十五万人と仮定して、現今の編制の俣で、三年の現役を二年に短縮すれば、今まで八十余万ありし兵を、同じ養兵費にて百二十余方に殖やすことが出来る、若し又之を一年に短縮すれば、二百五十余方に殖やすことが出来る、……

且つ体育の効果は、独り軍事上の發達を助くるばかりでなく、國家の富を増すことに就ても、之が根源となるのである、即ち如何なることを経営するにも、如何なる労働を爲すにも、第一忍耐力が必要であるが、此忍耐力は、身体が強健でなければ保ち切れるものでない、今体育の盛なる欧米人と我國人との労働時間を調べて見ると、欧米人の労働時間は大抵九時間、我國人の労働時間は朝から晩までであるけれども、不規律の中休みが多い為め正味は六時間で、欧米人に比すれば三時間の働き不足がある、是は詰まり忍耐力の欠乏より来るのである、言を換へて云へば、長く体力に耐へぬと云ふ所より来るのである、さて此三時間の働き不足は、之を全国に積つて見れば莫大の損失となる、……故に此上は一般國民の体力を強健にして、以上の損失を回収することに

着手するより外ないと思ひます

前に述べたる如く兵力を増すにも富力を増すにも、之が源たるべきものは体育である、然るに今の如く体育機關が不備であつては我国人の体格は年々七八百日つ、小さくなるのみで、数十年後には今日の如く世界に威張れない人種とならねばならぬ、今や我帝国は一等国の仲間に加はりながら、尚何時までも欧米諸国の下風に立つて居らるべきか、是れ本会が事業の拡張に付熱誠を吐露し世に警告する所以なり

右の資料が教えるところによれば、『体育富強之基』は『体育富国強兵の基』と読み換へ得ることになる。体育の振興は明治新政府が掲げた富国強兵策の推進に繋がることになるわけである。すなわち、民間の体育を奨励・振興すれば、国民の体位・体力が向上するので、結果として強い軍隊を編成することができるし、国家の富を増すことができるというのである。体育の奨励によつて兵役年限を短縮することができるし、少ない経費でもつてより多くの兵士を養成することができるし、戦力も大幅にアップする。いっぽう、強靱な体力を培うことさえできれば長時間の就業に耐えることができるので、生産高もアップするとも考えられていた。したがつて、当該の『体育富強之基』は人的能力が軍隊においても、労働においても大きくものをいう時代の標語であつたといわねばならない。その標語から、体育は肉体をより強靱に富ます基礎である、と今日的に解釈するにはいささか無理があるわけである。

『体育富強之基』を『建学の精神』とするには無理があるとすれば、建学の精神は何に求めればよいであろうか。日本体育会体操練習所の設立の趣旨が今に伝えられていけば、ここに建学の精神が映し出されているはずである。しかし、それは現存せず、日本体育会体操練習所は明治二十五年九月に「本会設立要旨ノ大綱ニ基キ」（『有文叢誌』

二四号、明治二十五年十月）設置することが決定されていることしか確認されていない。とすれば、創立者日高藤吉郎の手になる「体育会設立ノ要旨」から建学の精神をくみとらねばならなくなる。しかし、日高が日本体育会を創設した当初には学校を設けて体操教員を養成するという事業に着手する意向をもっていなかったとみられるので、真の意味での「建学の精神」をそこから見出すことはできない。とまれ、当該練習所の設立に連なると思われる「日本体育会設立の大綱」が呈示された資料は明治二十六年一月当時のものが最初であるが、ここでは「諸学校体操教師ニ於テ練習スルノ便ヲ得セシムル事」と認められていることがわかる。しかし、この大綱では体操教師養成機関を設立して教師を養成することは謳われていないといわねばならない。その体操教師養成のための事業が明確に読み取れるのは明治二十八年に刊行された資料であった。これは『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に掲載されているので、その一部を次に掲載しておくことにしたい。なお、次に引く資料は明治二十五年九月より二年余も後のものであるけれども、ここでは日本体育会体操練習所が設立された当時に改訂されたものと解しておくことにしよう。

日本体育会ノ要旨

身体健康ナラサレハ心志剛強ナル能ハス心志剛強ナラサレハ事ニ堪ヘ業ヲ遂クルヲ得ス而シテ身体ノ健康ヲ育成スルハ運動ヨリ善キハナシ是宇内各国ノ是認スル所ナリ蓋シ苟モ万業ノ根基タル体育ヲ忽ニセハ或ハ仕官シ或ハ勤学シ或ハ農工商業ニ従事スルモ胃病肺病又ハ脳病に罹リ或ハ近視眼トナリ又ハ神經病者ト為リ如何ニ知能ヲ発育スルモ終ニ国家ノ利益ヲ図ル能ハサルニ至ル洵ニ痛嘆ノ至リナラスヤ・・・
故ニ本会ハ漸次全国主要ノ地ニ体育场ヲ設ケ国民全般ノ体軀ヲ強健ニシ常ニ国家ノ緩急ニ備フルヲ以テ大綱ト

シ其細目ヲ分ツ左ノ如シ

- 一 大小ノ都邑ニ若干ノ体育場ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動ノ便ヲ得セシムル事
- 一 諸学校ノ体操科教員ヲ養成シ且現在同科教員ノ練習ニ便宜ヲ得セシムル爲メ体操練習所ヲ設クル事
- 一 各学校等ヨリ体操教授ノ依頼アル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ応スル事
但シ時宜ニ因リテハ辞スル事アル可シ
- 一 体育上裨益アリト認ムル事項ハ評議員並ニ委員議シテ其ノ方法ヲ設クル事（運動競進会ノ類）
- 一 技術ハ専ラ兵式体操（器械体操柔軟体操）兵式教練（各個教練部隊教練）普通体操及銃槍仕合劍槍術射的術遊泳術以上現今実施スト雖モ尚ホ軍事教育上ノ補助トナルヘキ者馬術或ハ和洋漕艇術自転車柔術等ノ如キヲ漸次増加セン事ヲ期ス
- 一 精神及習慣ノ養成ハ厳正ナル規律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ胆力ヲ練リ剛健快活ノ拳動ニ習ヒ艱苦欠乏ニ耐ユ可キコトヲ奨励シ忠孝節義ノ講論研究等ヲ為ス事・・

右の「日本体育会設立ノ要旨」から日本体育会体操練習所の建学の精神は次の如くに解することができる。すなわち、日本体育会体操練習所、ひいては日本体育大学の建学の精神は「学校という窓口を通して国民体育を奨励し、以て国民全般の体軀を強壯にする」とともに、併せて心身の健康を保持・増進させることに奉仕する」にあるといえよう。時は流れ、体育に対するみかたや期待にも変化が訪れた。したがって、国民体育を国民スポーツと読み替れば、右の建学の精神は今日的意味を持ち得ることにもなる。

第五項 卒業試験と教員検定試験の状況

日本体育会体操練習所は文部省が認可する学校として発足したわけではなかったので、同練習所の所定の単位取得が同時に体操教員免許の取得へ連なることにはならなかった。しかし、それでも有能な体操教員を輩出した実績はやがて無試験にて各府県における小学校教員への道が拓かれていった。ここではその間の事情を点描することにしよう。

(一) 卒業試験

日本体育会体操練習所規則によると、当該練習所では入学試験・臨時試験・卒業試験の三種の試験が実施されることになっている。また、選科生に対しては得業試験が課されたようである。「得業試験ニ於テハ品行ヲ参酌シ其評点ヲ定メ一科ノ得点トス」(第二十条)と定められている。なお、臨時試験の評点は卒業試験評価の基礎評点とされていたので、臨時試験に及第点をとることが卒業の要件になっていたといわねばならない。卒業試験に関する定めを当該練習所規則にみてみよう。

第廿二条 卒業試験ハ修業ノ終ニ於テ之ヲ施行ス

第廿三条 卒業試験ニ於テハ其修業中ノ臨時試験評点ヲ各科目毎臨時試験ノ回数ニテ除シ更ニ之ニ卒業試験各科目ノ評点ヲ加ヘニ除シ得タル者ヲ卒業試験各科目ノ得点トス其各科目ノ評点合計ニ品行点ヲ加ヘ
総科目数ニテ除シタルモノを卒業試験ノ得点トス

第廿四条 及第ハ合計平均点五十点以上トス

但一科四十点以下ノ点アルトキハ合計平均五十点ニ滿ツルト雖モ落第トス

第廿五条 卒業試験ニ際シ欠席シタル者ハ該科目ヲ零トス

但卒業試験前保証人連署ニテ欠席ノ旨届出テ事情止ムヲ得サルコトヲ認メ許可シタルモノハ臨時
補欠試験ヲ行フコトアルベシ

右の卒業の要件に関する定めが語っているように、卒業試験合格点数のボーダーラインは五十点であったが、その内容は決して易しいものではなかったといわねばならない。修業期限内に二回以上行ふ臨時試験（第十九条）が卒業試験点数の基礎点になるのだから、臨時試験が同時に卒業試験でもあったわけである。とまれ、卒業試験に合格した者は「卒業証書」が授与され、併せて「体操科教員適任者証明書」が授与された。これを、再び体操練習所規則でみることにしよう。

第廿七条 卒業試験及第者ニハ左ノ証書ヲ付与ス

第何号	卒業証書
	何府県族籍
	何之誰
	何年何ヶ月
	右本会練習所規定ノ何科卒業ヲ証ス
	年月日
	日本体育会

体操練習所長 何之 誰印
検定員 何之 誰印
右授与ノ件ヲ承認ス
日本体育会々々長 何之 誰印

第廿八条 本科若クハ撰科ノ卒業生ニシテ所長ヨリ左ノ証明書ヲ付与シタル者ハ本会ニ於テ特許ヲ得タル諸府

県ニ限り甲種検定規則ニ依リ取扱ヲ受クルヲ得ルモノトス

証 明 書

何府県族籍

何之 誰

右今般本会体操練習所何科卒業候処体操科教員適任者

ト相認候間此段証明候也

日本体育会体操練習所長 何之 誰印

このように体操練習所の卒業試験に合格したものは「卒業証書」と「体操科教員適任者証明書」が授与されたわけであるが、これは本科生に対して授与されたものとみななければならない。「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」に「所定の課程を終了すると、本科生、選科生（専科ともある）とも卒業試験をうけ、合格すれば「得業証」を授与された。」とあるが、得業証のほうは選科生に対して授与されたものとみられる。なお、当該規則第二十八条にあるように、「体操科教員適任者証明書」のほうは本科、選科の双方に付与されている。では、卒業試験はどのよ

体操練習所得業生数各期別一覧

年 月	科 別	期	得 業 生 数
明治26年11月	選科 普通 兵式	1	3名
" 27年 3月		2	3
" " 5月			2
" " 6月			4
" " 10月現在			3
" 29年 3月			計12 (1期より合計)
			3

〔80年史〕より〔文武叢誌〕各号より判明の分〕

うにして行われたのであろうか。これを『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に尋ねてみよう。

この試験はそれぞれの課目ごとに行なわれたが、本科生は明治二十九年の合格者だけで、他はすべて選科生であった。その試験科目は兵式体操と普通体操が中心で、「参考」として、唱歌や軍歌、生理衛生、理論あるいは学科筆答が行なわれた。普通体操の内容は棍棒、徒手、球竿、啞鈴、矯正術、号令であり、兵式体操の内容は、柔軟体操、器械体操（鉄棒、木馬、幅跳）執銃教練、学科にわかれ、課目ごとに百点満点で採点、課目ごと不及落を判定している。そのため、兵式体操は及第したが、普通体操は落第という例もみられた。

もちろん、随時練習生を募集していた関係上、卒業も年数回にわたっている。その人員は、一人の場合も四人の場合もあり、年間を通して一〇ないし二〇程度に過ぎず、七年間にわたる体操練習所卒業者の総数は、わずかに選科一〇二名、本科二名に過ぎなかった。

(二) 教員検定試験の状況

日本体育会体操練習所は『学校』として認可を得て開設されたわけではなかった。卒業生においてはそのまま体操科の教員への道が拓かれていたわけでは

なかつた。しかし、この当時、各地の学校において体操教員が不足していたことも手伝って、本会对する教育界の期待は大きいものがあつた。ために、各府県では小学校体操教員の資格を無試験で付与するようになっていく。『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によれば、明治二十八年十月現在、体操練習所卒業生は十二名に過ぎなかつたが、その大半が小学校教員検定制度に基づく試験検定に合格していたので、その実績を背景にして、日本体育会は各府県に対して小学校体操専科教員資格を無試験で付与するよう出願する。その結果、「明治二十八年一月の東京府庁の認可を最初に、二月、神奈川、三月、滋賀、宮崎、栃木、山形、青森、大阪、富山、福井、徳島、六月、石川、茨城、山口、七月、徳島（福島の誤植、引用者注）と合計二府一三県からその認可を受けた。」という。この無試験資格付与の実績は日本体育会体操練習所の大きな魅力ともなつていった。ために、その魅力を發揮する方策が練られることにもなつた。その一つが雑誌広告にみられるが、明治二十九年四月発行の『文武叢誌』三〇号の巻末に次の「体操練習生募集広告」が躍っているのである。

● 体操練習生募集広告

今や我が軍清地出征以来益々体育ノ必要ハ実地ニ於テ大ニ識悟セリ且ツ先般国民軍条例ノ御發布アリ是ニ於テ諸学校ニ在リテ体操教員ノ任甚タ重シト言フ可シ本会夙ニ茲ニ見ルアリ数年前ヨリ体操教員練習所ヲ設ケ爾來良教員ヲ輩出スルコト少カラズ尚ホ又該科ノ拡張ヲ図ルニ当リ東京府庁並ニ神奈川県、滋賀県、宮崎県、栃木県、山形県、青森県、大阪府 庁、富山県、福井県、徳島県、石川県、茨城県、山口県、福島県等ヨリ当練習所本科又ハ撰科ノ卒業生ニシテ本会ヨリ証明書ヲ付与シタル者ニシテ体操教員ニ御任用セラル、時ハ甲種検定規則ニ依リ取扱ヲ受ク可キ御特典ヲ得候ニ就テハ此ノ際本科並ニ撰科生トモ入学ヲ許ス希望者ハ至急願書ヲ麴

町区飯田町四丁目三十番地日本体育会体操練習所ニ差出サル可シ追テ尚ホ他ノ各府県庁ヘモ検定ノ儀出願致シ
置キ候事

牛込区市ヶ谷

柳町廿五番地

日本体育会

右の広告は日本体育会の機関誌『文武叢誌』に掲載されたものである。したがって、その影響するところは限られていたといわねばならない。しかし、それにもかかわらず「各地から体操教員備聘申し込みの殺到をみる。」（『学
校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）ようになると、今度は『東京日日新聞』に「体操練習所練習生募集」
の広告を掲載するに及んだ。体操教員に対する需要が供給を上回ったための臨時の募集であった。明治二十九年五
月十九日付の『東京日日新聞』の広告を次にみておこう。

体操練習所練習生募集

現今府下並に各地方より体育教員の備聘を申込みもの頗る多し因て本科選科生共臨時募集す希望者は至急左の
所へ願書を差出すべし

魏町区飯田町四丁目卅番地日本体育会体操練習所

教科目は下の如し 兵式教練 兵式体操、普通体操、衛生学、生理学、唱歌、軍歌等規則書入用の者は二銭郵
券を要す

東京市牛込区市谷柳町廿五番地

日本体育会

このようにして臨時に生徒を募集してその体操専科教員の養成に尽力していくことになるが、所定の課程了えた卒業生たちの多くは東京の諸学校を中心に奉職した。ために各県では無試験にて体操教員の資格を付与することに踏み切ったにもかかわらず、地方に奉ずるものが少なかったといわねばならない。いっぽう中等学校の教員にならんとする者は無試験検定の恩恵をうけることができなかった。しかし、文部省が実施する試験検定（「文検」）に体操練習所卒業生の資格があいついだために日本体育会体操練習所の評価は一段と高まっていくこととなったのである。この文検に関連して『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は当該練習所の実績を浮き彫りにしているので、次に引いて置くことにしよう。

この無試験検定は、各府県がその地方の小学校教員に限って認めたもので、体操練習所卒業生が師範学校、中学校、高等女学校の体操教員となるためには、やはり文部省の試験検定（いわゆる「文検」）に合格しななければならなかった。のちに東京高等師範学校教授となった可児、津崎らは、この試験検定に合格したわけである。可児は、生理衛生の筆記試験の試験官が東大医学部、普通体操の試験官が高等師範学校の坪井玄道、兵式体操の試験官が軍人であって、この受験勉強の場として体操練習所へ通ったと回顧している。

文部省検定試験を受験した体操練習所出身者数はわからない。しかし、明治二十七年には体操練習所からの受験者が全員合格したし、明治二十年には合格者一八名中一七名までが体操練習所出身者であった（『文武叢誌』七号および第十二帝国議会における国庫補助建議説明）。

このように、体操練習所は文検においても優秀な合格率を示して、合格者の大部分を占め、明治二十年代末の中等学校教員補充に貢献した。このような実績を背景に、体操練習所はやがて体操学校へと発展し、中等学校体操教員に関する無試験検定出願資格をも付与されることになる。

この日本体育会体操練習所は、その後、日本体育会体操学校と改組され、各種学校として新たな歴史を刻むことになるが、各種学校としての道を歩みはじめる前に文部省の指導の下で、事実上、「学校」へとその装いを新たにしていた。その変更は日本体育会に対する国庫補助金の交付を機会に行われているので、「私立」日本体育会体操練習所に対して「国立」の学校に準ずる扱いがなされたといえよう。

第三節 準国立の教員養成機関としての日本体育会体操練習所への転換

明治三十三年四月、日本体育会は文部省の窓口を通して国庫補助金の交付を受け、本会の経営を安定させていった。この間の事情については第一部の「学校法人日本体育会の沿革」で項を設けて取り上げているので、詳細に関しては当該箇所に譲らねばならない。しかし、文部省は国庫補助金交付の条件として地方に体育場を設置することに加えて、体操練習所の充実を指示していることから、ここで改めて文部省管轄下に置かれることになった日本体育会体操練習所を国庫補助金交付との関係で眺め返してみる必要がある。日本体育会体操練習所は単なる「私立」学校を脱して、「国立に準ずる」（準国立）学校へと転換をはかり、単なる「練習施設（運動修練施設）」から国の認める「（各種）学校」へと脱皮していったのである。そこで、ここでは日本体育会への国庫補助金の交付に伴う体操練習所の質的転換と文部省直轄学校としての改組について点描することにした。

創立以来、経営陣に軍の重鎮を配し、教育界の著名人にも協力を依頼して、社会的信用を獲得するいっぽう、皇

族が名誉賛助員として入会をするに及んで、本会の社会的ステータスはいよいよ高まっていった。その行き着いたところが明治三十一年一月の閑院宮載仁親王殿下の本会総裁への推戴の実現であった。こうした実績を背景にして本会は国庫補助金交付を稟請、三十一年五月に衆議院・貴族院の両院において日本体育会に對する国庫補助金交付（年額三万圓を五年間）の建議・可決を導いた。その結果、翌三十二年三月に文部省より国庫補助金交付に關する指令書を受理、明治三十二年度から向五か年にわたつて年額一万圓の補助金交付の受理に及んでいる。

國が私立の団体に對して国庫補助を行おうとするケースは、その当時、大変稀な出来事であった。帝國議會において私立団体に国庫補助を交付すべしの建議が可決されたケースは本会の外に国学院を数えるに過ぎないからである。しかも、その国学院にしても議會を通過しながら、予算執行の段階で補助金交付が見合_わざれているのである。このことは、日本体育會が國によつて特別視されていたことを物語る。帝國議會の貴衆兩院を當該建議案が通過した事實は皇族を總裁に戴き、軍の重鎮を経営陣に加え入れたことが大きくものをい_いつたであらう。しかし、議會を通過したからといって補助金の交付にはつながらなかつた点を考_かへておかねばならない。議會を通過したにもかかわらず、国学院の場合、現実には補助金が交付されていないからである。實際に補助金が交付された日本体育會の場合でも年額三万圓が一萬圓に減額されている。では、何故に日本体育會の方が国庫補助金交付の実現をみたのであろうか。その理由の一つとして、国庫補助金交付の窓口となつた文部省が日本体育會に補助金を交付してまでも実現しておかねばならない事情を抱えていたことが考_かえられる。体操教員の不足である。当時、文部省直轄学校として開校された「体操伝習所」（明治十一年十一月設置）は廢校され、その体操教員養成の機能を高等師範学校の体操専修科に委ねていたが、体操専修科も明治二十二年以来、實質的に体操教員の養成を中断していたのである。國

の体操教員養成機関を肩代わりする機関が求められていた。明治二十年代前半に東京で設立もしくは設立認可申請がなされていた体操教師養成機関は「東京体操伝習所」（明治十九年八月設置、駒込追分町）、「東京体操学校」（明治二十年四月設立申請、麴町区上六番町）、「東京体操専門学校」（明治二十一年二月設立申請、麴町区平河町）、「東京体操専修学校」（明治二十一年九月設立申請、麴町区平河町）、「東京体操専修館」（明治二十年九月設立申請、芝区鳥森町）、「躰道学校」（明治二十一年九月設立申請、赤坂区青山北町）の六校を数えることができるが、これらの諸機関は日本体育会体操練習所が発足したところには既に姿を消していたか、充分にその機能を果たし得ていなかったかのいずれかであった。したがって、明治二十七年六月に東京府知事宛の「私立東京体操専科学校」（浅草区千束町）の設立認可の申請が出されようとも、文部省が日本体育会体操練習所に大きな期待をかけたのもむべからぬところであつたといえよう。しかも、本練習所を経営する日本体育会はその組織が全国的に拡大しており、全国的に不足していた体操教員の需要に応ずることも可能だったのである。しかし、教員養成機関としては不十分な点が多く、これを整備することなしに国の期待する機能を發揮することができなかった。国がテコ入れしてこの機関を各種学校として再生させることの必要に迫られていたといえそうである。だからこそ、文部省が国庫補助金の交付に踏み切つたとみなければならぬわけである。

明治三十一年三月十一日、樺山資紀文部大臣は日本体育会に対して「其会補助金トシテ明治三十二年以降五箇年毎年度金一万円ヲ交付ス」を通過した。そして最初に国庫補助金が交付される日付、すなわち明治三十二年四月一日付で事業命令書が発せられている。その命令書の内容は第一部の「学校法人日本体育会の沿革」、および資料編で取り上げられているので、全文を掲載せず、当該命令書の意味するところについて考えてみることにしよう。

「命令書」は全体で一二条からなり、その大半が体操練習所に関する命令となつてゐる。第一条から第七条まではすべて体操練習所に関するもので、第九・第十条は模範体操場を設けることを指示したもので、第十一条・第十二条は本命令書の強制力を明記したものとなつてゐる。だからして、この命令書から、文部省が国の期待する体操教師養成機関として日本体育会体操練習所の改組・転換を図るために、日本体育会に国庫補助金を交付したという事実を読み取ることが出来るわけである。

この命令書はいうまでもなく練習所を学校とするためのものであつた。修業年限を一年以上、授業時間を三十時間以上、入学年齢を十八歳以上としている点に学校へと昇格させる意図がみられる。さらに教科目については練習所規則に盛られたものよりも多くの教科目が指示されてゐることがわかる。これを次頁の表をもつて対比しておこう。

その比較・対照の表によれば、術科として「室内及室外遊戯」が課され、「其他体操教員ニ必要ナル術科」として術科の内容に幅を持たせてゐる点に新しさが見出せる。いっぽう、学科については「解剖特ニ骨格及筋肉ニ関スル事項」「救急療法」「兵式教練ニ関スル学科」が新たに加えられてゐる。なお、「倫理」については「修身」との入替えとみなすことができそうである。

また、このいっぽうで、入学年齢を引き上げ、体操教員の權威付けを達成してゐる点が注目されるところである。命令書の第三条に「体操練習所ニ入学セシムル者ハ年齢十八年以上ニシテ高等小学校本科准教員又ハ中学校第三学年修了以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」と規定され、ただ単に「十五歳以上」と定めた練習所規則（第五条）とは

「命令書」および「日本体育会体操練習所規則」にみる教科目の比較・対照

命 令 書		体操練習所規則	
術 科		術 科	
1 普通体操		1 兵式教練	各個教練ヨリ執銃中隊教練マデ
1 兵式体操			各教科書ニ定ムル全部
1 兵式教練		1 兵式及普通体操	
1 射撃		1 銃槍及ヒ剣術	形及ヒ試合
1 銃槍及劍術			
1 室内及空外遊戯		1 遊泳並漕艇術	
1 遊泳及漕艇術		1 唱歌及ヒ軍歌	
1 唱歌及軍歌			
1 其他体操教員ニ必要ナル術科			
学 科		学 科	
1 解剖特ニ骨格及筋肉ニ関スル事項		1 生理及ヒ衛生学	大要
1 生理及衛生		1 修身学及ヒ教育学	人 要
1 救急療法		1 其他体操教員ニ必要ナル学科ノ大要	
1 倫理			
1 教育学			
1 兵式教練ニ関スル学科			
1 其他体操教員ニ必要ナル学科			

その入学資格の点で大きな相違をみせているためである。体操学校の師範学校化が意図されたといえよう。このように見ると、文部省による命令書は日本体育会体操練習所を体操教員養成機関としての学校へ昇格させることが狙われていたと解さねばならないわけである。

明治三十二年八月四日、文部省普通学務局は「日本体育会ニ対スル命令書第八条ニ依リ設置スヘキ模範体操場ノ設備標準別紙之通決定相成候条予メ御了知有之度此段申進候也」として本会に通知した。この命令書第八条に基づく模範体操場設備標準は、一見、体操練習所の施設を対象にしていなかに見えるが、その実は体操練習所の教場たる運動施設の整備を謳ったものであったといわねばならない。体操練習所と模範体操場の設置を義務付けられた日本体育会は明治三十二年七月、麴町区飯田町一丁目字牛が淵の靖国神社付属地を借用して、翌八月から本会事務所、体操練習所、模

範体操場の建設に着手、模範体操場については文部省が八月四日に達した「模範体操場設備標準」に沿って建設したという（『学校法人日本体育会 日本体育大学八十年史』）。当該体操場の広さの基準は「方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ二千坪以上ノ面積」が求められたが、借用地の広さが二千坪しかなかったたので、特別の事情がある場合には「監督員ノ承認ヲ得テ千坪マテ減スルコトヲ得」の条文に基づき、千坪の体操場が設置されている。とまれ、体操練習所と模範体操場は牛が淵の同一敷地内に設置されたことから推すことができるように、模範体操場は体操練習所の運動施設として機能していくわけである。明治三十三年五月六日、両方の施設の落成式が挙行され、体操練習所へとその装いも新たに学校への昇格準備を整えたのである。これが可能となったのは、国庫補助金の受領によって国の管轄下におかれたことに発する。命令書第九条から最後の第十二条にいたる条文は、私立の教育機関でありながら、体操練習所を文部省の直轄下に置き、準国立の教員養成機関であることを表明するものであったのである。

第四節 日本体育会体操練習所学友会の結成

明治二十六年四月にスタートした日本体育会体操練習所は三十年代に入ると、卒業生も漸次増加し、卒業生を取り込んだ「学友会」が結成される。しかし、その学友会は何時・結成されたのかを特定することができない。といふのは、明治三十三年五月に発行された『体育』第七八号に「日本体育会体操練習所学友会規則」が掲載されているが、同年五月一日に日本体育会体操練習所は日本体育会体操学校へと昇格・改称しているためである。体操学校

へと昇格されることが予定されながらも、昇格の時点に刊行の雑誌では体操練習所の名称で当該規則が掲載されているといえよう。だから、冒頭で明治三十年代に入って当該学友会が結成されたと記述したが、これとても正確を期したものともいえない。しかし、学友会の存在を今日に伝える資料が明治三十三年であることから、三十年代に入って結成されたと見做すことも可能なのである。

とまれ、ここでは明治三十一年四月に学友会が結成され、その規則が採択されたと見做しておきたい。その学友会規則とは次に掲げる通りである。

日本体育会体操練習所学友会規則

第一条 本会ノ目的ハ会員互ニ親睦ヲ厚フスルニアリ

第二条 本会ハ日本体育会体操練習所学友会ト称シ事務所ヲ練習所内ニ置ク

第三条 本会々員ヲ別チテ左ノ二種トス

一 通常会員

一 特別会員

通常会員ハ卒業生及現在生ニシテ本会ノ主意ヲ賛成スル者

特別会員ハ教職員及本会ノ主意ヲ賛成スル事

第四条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名 幹事 三名 書記 一名

第五条 会長ハ特別会員中ヨリ之を推ス

第六条 幹事ハ卒業生二名現在生班長ノ中一名トス但シ任期ハ一ケ年トス

第七條 書記ノ撰定及ビ其報酬ハ幹事之ヲ定ム

第八條 毎年一月開会スルヲ定期トシ其他ハ幹事ノ協議ニ依リ臨時開会スルモノトス

第九條 会場及ビ会日ハ幹事子メ之ヲ定メ會員ニ報導スルモノトス

第十條 會費ハ其都度之ヲ定ム

第十一條 入会セントスル者ハ最近ノ手札形写真ニ原籍規住所姓名(卒業年月日)ヲ記載シ入会金三拾錢ヲ添へ其事務所ニ申込ミ退会ノ節ハ其理由ヲ事務所ニ届出可シ

第十二條 會員転居改姓名ノ節ハ直チニ事務所へ届可シ

右の規則は、明治三十三年の日本体育会体操学校校友会へと繼承されるが、これがやがて二つの方向で發展することを教えている。一つは今日の日本体育大学学友会への發展であり、他の一つは日本体育大学同窓会への發展である。十二条しかない条文であるけれども、日本体育大学の校友会組織と同窓会組織の結成に大きく与かった点は注目されねばならない。しかし、その組織の下でどのような活動が行われていたのかを伝える資料はないので、ここでは日本体育大学の前身たる日本体育会体操練習所に校友会・同窓会の組織が結ばれ、何がしかの活動が行われていたことを確認するにとどめることにしたい。